

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（ 金融庁 ）

制 度 名	上場会社等による自己株式の公開買付けに係るみなし配当課税に係る所要の税制措置				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	<p>(1) みなし配当に係る源泉徴収事務を適切かつ円滑に実施させるため、みなし配当の支払に係る基準日を改正し、基準日と自己株公開買付けに係る決済日との間に一定の期間を設けること。</p> <p>(2) 基準日の改正を受け、実務対応を円滑に行うことを確実にするための期間を考慮し、自己株公開買付けに係るみなし配当課税の免除措置を1年に限り延長すること。</p> <table border="1" data-bbox="1013 857 1490 954"> <tr> <td data-bbox="1013 857 1220 954">減収見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1220 857 1490 954">一百万円 (一百万円)</td> </tr> </table>			減収見込額 (平年度)	一百万円 (一百万円)
減収見込額 (平年度)	一百万円 (一百万円)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 自己株式公開買付けを円滑に実施させ、活力のある市場を構築する。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成 21 年より、上場株式等の配当と譲渡損の損益通算の仕組みが導入されたことに伴い、みなし配当課税を前提として、自己株式公開買付けが円滑に実施されるような体制を整備する必要がある。 現行制度上、みなし配当の支払日とみなし配当の支払に係る基準日との間にみなし配当課税の源泉徴収手続きに係る十分な事務処理期間がないことから、みなし配当の支払に係る基準日の変更を措置する必要がある。 また、みなし配当課税を前提とした基準日の変更に伴い、実務対応を円滑に行うことを確実にする見地から、みなし配当課税に係る免除の特例措置を1年に限り延長する必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 自己株式公開買付けを円滑に実施するためには、みなし配当の支払日とみなし配当の支払に係る基準日との間に必要な事務処理期間を確保すること及び実務対応を円滑に行うための期間を確保することが必要であることから、妥当な措置である。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	Ⅲ. 1. 活力のある市場を構築すること
	政策の達成目標	直近3年間（平成18年669億円、19年1,040億円、20年795億円）と同様に、自己株式の公開買付の円滑な実施
	租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	要望の内容(1) 恒久措置とする 要望の内容(2) 1年延長とする
	同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	直近3年間の自己株式の公開買付総額の実績は以下の通りであり、自己株式の取得・保有が促進された。 平成18年669億円、19年1,040億円、20年795億円
	租税特別措置の適用実績	直近3年間の自己株式の公開買付総額の実績は以下の通り。 平成18年669億円、19年1,040億円、20年795億円
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	上場株式等の配当と譲渡損との損益通算の仕組みが導入されたことで、みなし配当課税の源泉徴収手続き等、実務対応の円滑化を図る必要。
	前回要望時の達成目標	自己株式の取得・保有を促進することにより、株式市場の活性化を図ること
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	直近3年間の自己株式の公開買付総額の実績は以下の通りであり、自己株式の取得・保有が促進された。 平成18年669億円、19年1,040億円、20年795億円

これまでの
要望経緯

平成7年の「租税特別措置法の一部を改正する法律」により、利益消却のための自己株式取得を対象に平成11年3月までの時限措置として導入。平成11年度税制改正において恒久化を要望（結果的に適用期限が3年間延長された）。

平成13年4月20日の与党3党の「緊急経済対策に係る税制上の措置」において、金庫株導入に伴う税制措置として、消却目的以外の自己株式取得の際にも、本措置が認められることとされ、法改正が行われた。

平成14年度税制改正において恒久化を要望（結果的に適用期限が3年間延長された）。

平成17年度税制改正において恒久化を要望（結果的に適用期限が2年間延長された）。

平成19年度税制改正において恒久化を要望（結果的に適用期限が2年間延長された）。

平成21年度税制改正において延長を要望（結果的に適用期限が1年間延長された）。